

太良町ふるさと納税協力事業者募集要項

1 目的

太良町へのふるさと納税の促進と、納税された方へ贈る「お礼の品」を町が町内事業者から購入することで、地域経済の活性化を図る。また、ふるさと納税のインターネットサイトに特産品を掲載することで、その商品のPRを行い、太良町の魅力を発信する。

2 応募事業者について

下記の要件にすべて適合すること。

- ① 本社、または事業所を町内に有する法人や個人事業者。
- ② 町税等の滞納がないこと。
- ③ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、及び佐賀県暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ④ インターネット接続環境があり、パソコンでの商品管理等を行える事業者とする。

(太良町役場では、商品発送管理等は行いません。商品の発送から到着までの寄附者との調整、また、商品についての問い合わせやクレーム対応については、事業者の責任で行うことになります。)

※ただし、上記の要件に適合しても町が協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

3 応募商品について

下記の要件のいずれかを満たすもの。

- ① 町内で生産、製造、加工、販売のいずれかが行われているもの。
- ② 太良町の魅力を発信する商品・サービスであること。
- ③ 全国各地に発送が可能であること。
- ④ 飲食物の場合は寄附者に到着後、5日程度の消費期限が保障されるもの。
- ⑤ 複数回発送商品は、寄附金額 200,000 円以上からとする。
- ⑥ 期間限定商品をふるさとチョイスに掲載できるのは、発送可能な日の2ヵ月前からとする。
- ⑦ 寄附金額 15,000 円～19,999 円コースを追加する。

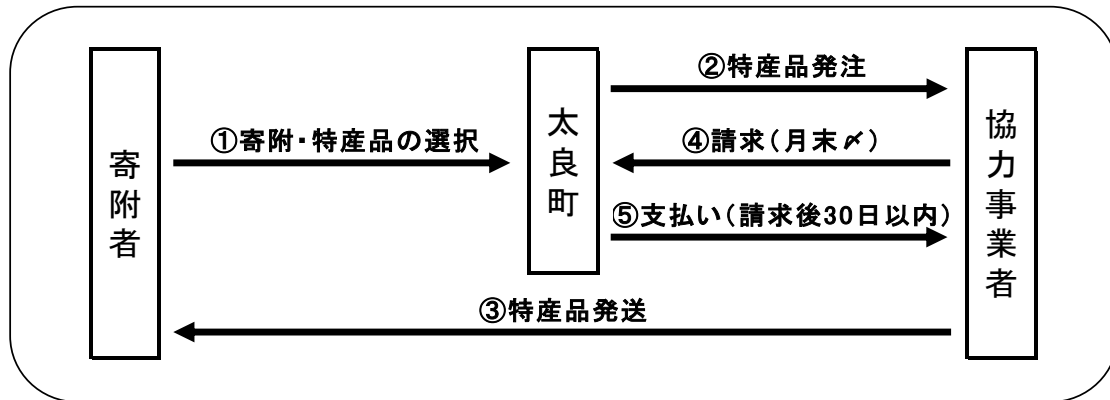
4 コースについて

	コース	寄附金額
A	5,000円コース	5,000円～9,999円
B	10,000円コース	10,000円～14,999円
C	15,000円コース	15,000円～19,999円
D	20,000円コース	20,000円～29,999円
E	30,000円コース	30,000円～49,999円
F	50,000円コース	50,000円～99,999円
G	100,000円コース	100,000円～199,999円
H	200,000円コース	200,000円～499,999円
I	500,000円コース	500,000円～999,999円
J	1,000,000円コース	1,000,000円以上

5 特産品の発送から支払までについて

商品の発送から到着までの寄附者との調整、また、商品についての問い合わせやクレーム対応については原則、事業者の責任で行うものとする。

<寄附から特産品の発送、支払までの流れ>



- ①太良町に寄附が行われ、特産品が選択される。
- ②太良町が協力事業者へ発注する。
- ③協力事業者から寄附者へ特産品を発送する。
- ④協力事業者が月末締めで太良町へ請求する。
- ⑤請求後 30 日以内に太良町から協力事業者へ代金を支払う。

6 申込方法

下記書類に必要事項を記入し、必要書類とともに太良町財政課に提出する。

なお、①②については町のホームページからダウンロードもしくは太良町財政課にて配布する。

- ①ふるさと納税「お礼の品」提案申込書
- ②誓約書
- ③町税の納税証明書
- ④商品の写真（印刷物・データ可）
- ⑤事業者概要（任意様式）パンフレット等でも可

7 選考について

提出された商品は選考後、事業者へ報告する。事業者は下記書類を速やかに提出すること。

- ①契約書
- ②発送する状態に梱包された商品の写真（データ可）
- ③宿泊等のサービスの場合、概要のわかる書類・パンフレット（寄附者に送付するチケットなど）

8 募集期間

随時募集（ただし、次の期間は除く。11/1 から 12/31）

※商品によって選考・掲載に時間を要する場合があります。

9 個人情報の保護

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、太良町個人情報保護条例並びに関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、特産品の送付以外の目的に使用してはならない。

ただし、特産品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込等で入手された個人情報は対象外とする。

10 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに太良町に届けなければならない。

- ①商品の発送に遅延が生じたとき。
- ②商品が販売中止または終了になるおそれが生じたとき。
- ③商品の品質に対するクレームや発送過程で事故が生じたとき。
- ④商品の申込時の内容が変更になるおそれが生じたとき。
- ⑤緊急で配送をした場合は、伝票番号をご連絡する。

11 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止するものとする。

- ①提案内容に虚偽があったとき。
- ②事業者及び商品が募集要項に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③申し込み時の内容に変更が生じたとき。
- ④町、および寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

以上